

## 公募公告

令和7年12月12日

下記のとおり公告に付します。

独立行政法人 国際交流基金  
契約担当職  
理事 古屋 昌人

### 記

#### 1. 公募に付する事項

- (1) 調達件名：令和8～11年度国際交流基金本部公式ウェブサイト運用保守業務委託契約
- (2) 業務内容：公募説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間：契約締結日～令和12年3月31日
- (4) 履行場所：公募説明書及び仕様書による

公募の結果、応募要件を満たすと認められる参加者が一者のみの場合は、その者と随意契約による契約手続きを行うものとする。

応募要件を満たすと認められる参加者が二者以上あった場合は、競争入札を行うものとし、その場合は本公告を入札公告と読み替えることとする。

#### 2. 公募等に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第16条又は第18条の規定に該当しない者であること。

##### <会計細則 抜粋>

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 令和07・08・09年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてA、B、またはC等級を有する者であること。

全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。  
(独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。

※調達ポータルサイト：

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101#c4>

- (3) JFまたは外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (4) JFとの契約に関して過去1年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア. ISO27001を取得していること。またはこれに準ずる国際規格を取得済みであることを証明すること。
  - イ. その他、情報セキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- (6) 過去5年以内に、10,000ページ超（HTMLファイルで作成されたページ）の公共機関（独立行政法人を含む国、地方公共団体等）のウェブサイトのPOWER CMSXでの設計・開発業務及び運用・保守業務を2年以上継続して実施した実績を有すること。
- (7) その他公募説明書、仕様書に定める全ての要件を満たす者であること。

### 3. 公募説明書・仕様書の交付方法及び質問の受付

- (1) 交付方法：

交付希望者に対し、ファイル添付の上、電子メールにて交付を行う。交付を希望する者は、会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載の上、申し込み期間中に下記6.の連絡先まで電子メールにて請求すること。

- (2) 交付申し込み期間：

公示日～令和8年2月13日（金）（正午締切）

- (3) 本公募に関する質問：

公募説明書を参照すること。

### 4. 説明会

説明会は実施しないので、参加を希望する者は本公募公告及び公募説明書を熟読のこと。質問事項がある場合は令和8年1月16日（金）までに下記6.の連絡先宛にメール本文に質問事項を記載して照会すること。回答は公募説明書等を請求した全ての者に対して、令和8年1月30日（金）までに電子メールで行う。

### 5. 事前提出書類について

- (1) 提出を求める書類：参加意思確認書他公募説明書記載のとおり
- (2) 提出期限：令和8年2月13日（金）17時必着で送付する。送付の場合は書留・宅

配便等の追跡可能な手段により送付し、WEB追跡システム等で到着を確認すること。持参は受け付けない。

(3) 提出場所：下記 6. に同じ

## 6. 担当部署及び連絡先

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番4号

独立行政法人国際交流基金 ブランド推進部広報課

担当：向井

電子メールアドレス：IC-chotatsu@jpf.go.jp

※問い合わせは電子メールでのみ受け付ける。連絡の際は、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

## 7. その他

- (1) 書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語は、日本語通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 上記 5. (2) の提出期限までに適正なすべての書類の提出がなかった団体・個人は、本案件に選定される資格を失うものとする。
- (3) 提案書類等提出に伴う一切の費用は参加者が負担する。また、提出のあった提案書類等は採否にかかわらず返却しない。
- (4) 契約保証金：免除
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 提案書のヒアリングの有無：無
- (7) 提案の無効：本公告に示した参加資格のない者による提案書及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書は無効とする。
- (8) JFの主要な業務及び事業の改廃などやむを得ない事情が生じた場合には、当該事情に応じて、本契約の全部又は一部の解除等も含め、本契約の変更等を行うことがある。
- (9) 契約履行状況について単年度ごとに評価を行い、評価結果に応じて契約を解除する場合がある。
- (10) その他詳細は公募説明書及び仕様書による。

以 上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以上